

と おかまち

Public Relations 市報 No.345

8 2020 /25

令和2年 8月25日号



新型コロナウイルス感染防止対策実施中

- 私たちは、感染拡大防止に向けた取り組みをしています
- お客さまに安心してご利用いただける環境づくりに努めます

従業員の
体調管理徹底

Staff's Health Closely Monitored

スタッフ
マスク着用義務化

We Wear Masks When On Duty

消毒液常備

Hand Sanitizer Available Here

しっかり換気

Facility Thoroughly Ventilated

施設内消毒清掃

Our Facility Kept Clean and Hygienic

座席を
離しています

Social Distancing Observed

飛沫防止シート
設置

Plastic Shields for Anti-droplet Spray

間仕切り

Partitions In Use

人数制限

This Facility Has Restrictions on Group Size

感染防止対策の
「見える化」
を進めましょう

市役所（支所・公民館など出先機関含む）は県が例示しているピクトグラムを活用して、上記のようなポスターを掲示しています。

市内の事業所や店舗などでも、各業界ごとのガイドラインなどを順守して感染防止に努めるとともに、市民の安全・安心のため、この取り組みを実施して対策の「見える化」を進めましょう。

新型コロナウイルス
感染症対策
特別編集

- P2 災害時は感染予防対策を徹底して「分散避難」しましょう
- P3 十日町市ふるさと回帰UIターン補助金を活用してください
- P4 家庭内でできる感染対策
- P6 感染が疑われるときは…
- P8 市民の皆さんへ3つのお願い
特別定額給付金（1人10万円）の給付実績

新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報は市ホームページで確認してください



十日町市ふるさと回帰Uターン補助金を活用してください

申・関企画政策課移住定住推進係 ☎755-5137



災害時は感染予防対策を徹底して「分散避難」しましょう

関防災安全課 ☎757-3197



対象要件 (以下の全てを満たすこと)

- ・ 十日町市に転入する以前に、新潟県外に5年以上居住していた
- ・ 令和2年6月19日から令和3年2月28日の間に十日町市に転入する(した)
- ・ 申請者の転入時点の年齢が60歳以下である
- ・ 補助金の交付を受けたあと5年以上十日町市に住み続ける
- ・ 補助金申請の時点で就業している
- ・ 世帯員に公務員がいない

新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、ライフスタイルを見直して故郷での暮らしを選択する人や、都市部と比較して人口が密集していない安全・安心な暮らしの場を求める人などを対象に、期間限定で新しいUターン補助金制度を設けました。家族・親戚・友人などに当市への転入(Uターン・移住)を検討している人がいるときは、この支援を紹介して活用ください。

申請期限は
**令和3年
3月15日(月)**

補助金額について

Uターン
助成(基本)

転入の状況および転入後の住まいに応じて補助金を交付します。

状況	単身で転入	世帯で転入
実家・持ち家に居住	60万円	100万円
賃貸物件などに居住	30万円	50万円

✦ 該当するとき加算

テレワーク助成

最大20万円
※該当する転入世帯員1人当たり

【対象経費の例】

- ・ パソコンや無線ルーターなど機器購入
- ・ 回線接続や各種機器設定に関する工事
- ・ テレワークに必要な家具、事務用品などの購入

✦ 該当するとき加算

通勤助成

転入にあたり、通勤のため運転免許を取得するときや鉄道・バスの定期券(6か月以上)を購入して通勤するときに、補助金を交付します。

区分	補助金額
運転免許取得	最大10万円
鉄道・バス定期券(6か月以上)取得	(どちらか一方の申請に限る)

✦ 該当するとき加算

住宅助成

転入にあたり、住宅や住宅用地(市内の土地)を取得したとき、区分に応じて補助金を交付します。

区分	補助金額など	
新築住宅の取得	市内業者施工のとき	取得経費の10%で最大60万円
	市外業者施工のとき	取得経費の10%で最大40万円
中古住宅の取得	取得・改修経費の10%で最大20万円	
住宅用地の取得	取得経費の10%で最大100万円	
実家・持家のリフォーム	改修経費の20%で最大10万円	

※このほかにも移住・定住を対象にした支援制度がありますので問い合わせてください

分散避難とは

ハザードマップなどを確認して、災害による被害発生の危険性が低いと考えられるとき・・・



❗ 「避難所へ行く」ことだけが避難行動ではありません

気象庁の統計などによると、今後は台風の接近や上陸が懸念される時期となります。災害が発生したとき、また発生が予見されるときは、行政の情報を待つことなく、一人ひとりの判断で速やかに命を守る避難を行ってください。また、現在は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえたうえでの行動が必要です。特に避難所などでの避難者の密集を避けなくてはなりません。そのためにも、隣近所や自主防災組織などでも、「分散避難」の意識を浸透させましょう。

避難所へ避難するとき・したときの留意事項

● 非常食だけでなく、体温計やマスクなどを持って避難しましょう

- 持ち物チェック
- 携帯電話
 - モバイルバッテリー
 - 懐中電灯
 - 携帯ラジオ
 - 電池
 - 薬
 - 生活用品
 - 非常食
 - 水
 - 携帯トイレ
 - 身分証明書
 - お金
 - ヘルメット
 - 通帳・印鑑
 - マスク
 - 消毒液
 - ウェットティッシュ
 - 体温計

- 手洗い・換気など感染予防を徹底しましょう
- 体調が悪いときはすぐに申告しましょう

❗ 避難所までの経路の安全確認は事前にハザードマップで行っておきましょう

Topics

市職員対象の避難所開設研修会を実施しました



(写真上) ダンボールベッドの組み立て実践

(写真左) 受付での避難者対応手順の確認

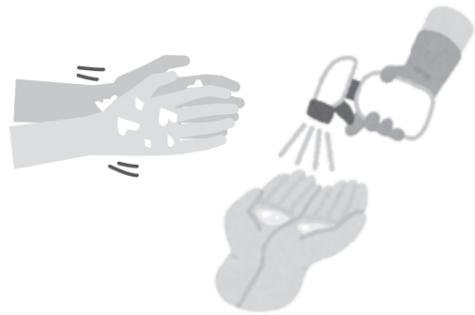
災害発生時などに、避難所担当となる職員を対象に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設の研修会を開催しました。災害発生時はこれら市職員と避難してきた皆さんが協力し、避難所の開設や感染症対策を実施してください。

新型コロナウイルスは症状がない人や発症前の人からも感染することが報告されています。また、高齢者や持病のある人が感染すると、重症化するリスクが高い感染症です。一人ひとりが、「もし

かしたら感染しているかもしれない」という意識を持って、家庭内でも以下のような感染対策を心がけましょう。

手指の衛生

- こまめな手洗いとアルコールによる手指の消毒を行いましょ



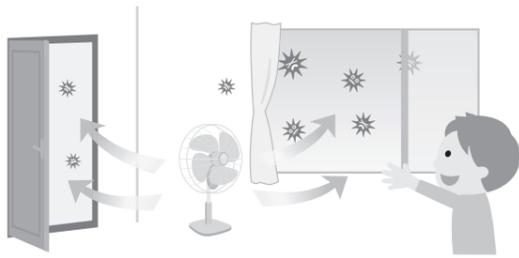
咳エチケット

- 特に高齢者などへの介護を行うとき（会話など）はマスクを着用し、飛沫による感染を防ぎましょ
- 咳やくしゃみをするときは、しっかりと口や鼻を覆いましょ



部屋の換気

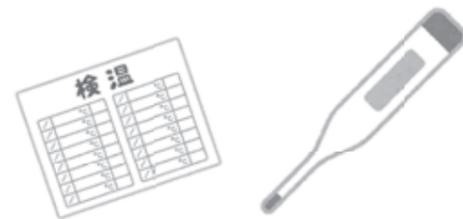
- 熱中症に注意し、部屋の温度が不快とならない範囲でこまめに換気を行いましょ



※換気は空気中に漂うウイルスの量を減少させる

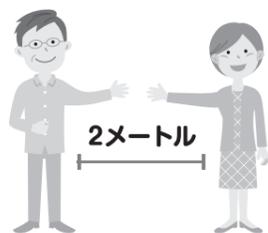
自分と家族の健康観察

- 毎日の体温測定や症状の有無を観察しましょ
- 発熱やかぜの症状があるときは、フロー図（7ページ参照）を参考に早めに相談しましょ



ソーシャルディスタンス

- 家庭内でも、できるだけお互いの距離を1メートル以上取るよう意識しましょ
- 友人、親戚や家族などで集まるときは、できるだけ短時間・少人数にしましょ
- 発熱やかぜの症状があるときは、家庭内でも家族と接触することはできる限り控えましょ



※最低でも1メートル

物を共用しない

- 「同じタオルを使う」、「同じお皿からおかずを取り分けて食べる」、「コップや箸を使いまわす」、などは避けましょ



※食事は大皿でなく小鉢や小皿などに分けて配膳

手洗いの5つのタイミング

※厚生労働省ウェブサイトから引用

食事の前後

公共の場所から帰ったとき

病気の人の介護や看病をする前後

咳やくしゃみ、鼻をかんだとき

外にあるものに触ったとき

マスク着用と熱中症予防

※厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントから引用



- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高まる恐れがあります。屋外で他者と十分な距離（少なくとも2メートル以上）が確保できるときは、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外すようにしましょ。
- マスクを着用しているときは、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょ。また、周囲の人との距離を十分にとれるところで、適宜マスクを外して休憩することも必要です。

ダウンロードしましたか？

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ

略称
ココア
COCOA

感染した人と接触した可能性を通知する、スマートフォン向けのアプリです。通知により、検査受診など保健所のサポートを早く受けることができ、利用者が増えることで感染拡大防止につながることを期待されます。自分や大切な人、そして地域と社会を守るために、インストールして利用しましょ。

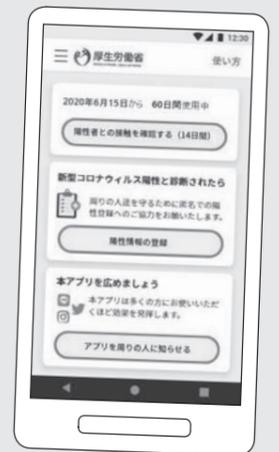
陽性者と「1メートル以内・15分以上」接触した可能性

を通知



※ダウンロードした端末のBluetooth（近接通信機能）をオフにしていると情報が記録されません

- 接触に関する記録はアプリをダウンロードした端末の中だけで管理され、外部に出ることはありません（記録は14日経過すると無効になります）
- 連絡先や位置情報など個人が特定されるような情報は記録されませんので、どこで・いつ・誰と接触したかなどは、利用者間で互いにわかりません



※画面イメージ

詳しくは・・・
厚生労働省
ウェブサイトで



ダウンロードはこちらから

【iPhoneの人】



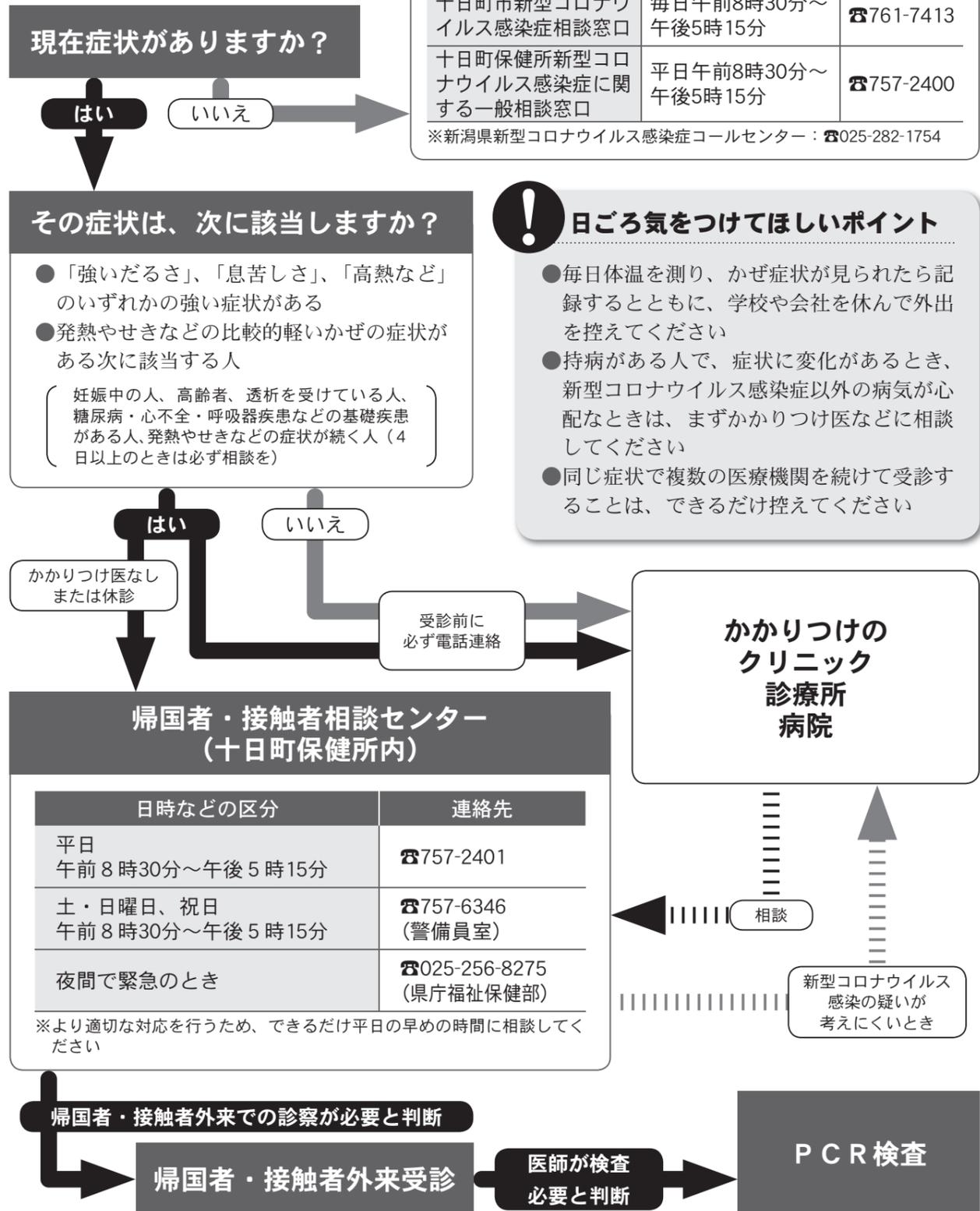
【Androidの人】



1 新型コロナウイルス感染症の相談・受診について

十日町市中魚沼郡医師会事務局 ☎752-3606

感染を疑うときは、次のフロー図に従い、相談・受診しましょう（7月17日現在・今後変更となることあり）。



感染症の一般的な相談を希望する人は以下へ

窓口の区分	開設日・時間	連絡先
十日町市新型コロナウイルス感染症相談窓口	毎日午前8時30分～午後5時15分	☎761-7413
十日町保健所新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口	平日午前8時30分～午後5時15分	☎757-2400

※新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター：☎025-282-1754

！ 日ごろ気をつけてほしいポイント

- 毎日体温を測り、かぜ症状が見られたら記録するとともに、学校や会社を休んで外出を控えてください
- 持病がある人で、症状に変化があるとき、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配なときは、まずかかりつけ医などに相談してください
- 同じ症状で複数の医療機関を続けて受診することは、できるだけ控えてください

2 濃厚接触者について

新型コロナウイルスに感染していることが確認された人と、ウイルスがうつる恐れがある期間（発症2日前から入院などした日まで）に接触のあった人たちについて、関係性や接触の程度などを保健所が調査（積極的疫学調査）・判断し、濃厚接触者に該当する人に連絡します。

【判断する上で重要な要素】

- 距離の近さ（手を伸ばしたら届く1メートル以内）
- 時間の長さ（15分以上）

※マスク着用の有無・対面での接触の有無・「3密」の状況などにより、感染の恐れは大きく異なります

3 家族に新型コロナウイルス感染が疑われるとき

本人は外出をしないでください。また、家族や同居している人は、熱を測るなど健康観察を行い、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときは出勤・登校などをしないでください。

● 家庭内で注意する8つのこと

- ① 感染が疑われる家族と部屋を分けましょう
- ② 看病などの介助・世話はできるだけ限られた人で行いましょう
- ③ 家庭内でもマスクを着用しましょう
- ④ こまめに手を洗いましょう
- ⑤ 定期的に換気をしましょう
- ⑥ 手で触れるドアノブなど共有部分を消毒しましょう
- ⑦ 汚れた衣類などは一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしましょう
- ⑧ 鼻をかんだティッシュなどはビニール袋に入れ、密閉して捨てましょう

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮

※新潟県ウェブサイトから引用

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染した人や対策に携わった人たちに対し、SNSほかインターネット上などでの誹謗中傷をはじめ、さまざまな場面で心ない言動が広がっています。こうした言動や行動は、「感染を疑う症状が出て、検査のための受診や保健所への正確な行動歴・濃厚接触者の情報提供をためらってしまう」など、社会全体での感染拡大防止に支障が出てしまう恐れがあります。新型コロナウイルス感染症を理由とした、不当な差別・偏見・いじめなどがあってはなりません。

また、新型コロナウイルス感染症に関して掲載されているさまざまな情報の中には、不確かな情報や、事実と異なる情報もあります。市民の皆さんは、こうした内容をむやみに転載・拡散せず、厚生労働省や県・市などの公的機関から発信される情報をよく確認して、一人ひとりの人権に配慮した“冷静な行動”を心がけてください。

【人権に関する相談窓口】

- 新潟地方法務局十日町支局＝☎752-2575
- 法務省インターネット人権相談受付（右記QRコード）



● あなたはしていませんか？～差別や偏見、心無い言動の一例～

- 感染者やその家族などに対する嫌がらせや誹謗中傷（住所や勤務先などの詮索も含みます）
- 医療従事者やその家族に対する嫌がらせや誹謗中傷
- スーパー、ドラッグストアなど従業員への過度なクレーム
- SNSほかインターネット上などでの誹謗中傷やデマの拡散
- 県外ナンバー車両への嫌がらせ、所有者への誹謗中傷
- マスクをしていない人への誹謗中傷（感覚過敏やパニック障害などさまざまな事情により着用が困難な人もいます）
- 外国出身者への嫌がらせや誹謗中傷



市民の皆さんへ3つのお願い

1 感染拡大地域へ出かけたときは

ナイトクラブなど、接待を伴う飲食店や大声を出すカラオケなどのほか、会食の場でも感染が広がっているという報告もあります。こうした、マスクを取って長時間会話するような状況は避けてください。

2 感染拡大地域から戻ったときは

「自分が、家族・職場の同僚・友人などにうつしてしまうかもしれない」という意識を持って、行動を自重してください。また、家庭内でもマスクをつけて、長時間の会話をしないなどの配慮をしてください。

そして万一体調が悪くなったときは、7ページのフロー図に従い、ためらうことなく相談や受診をしてください。

3 会食をするときは

表紙で示したような、感染防止の取り組みの「見える化」など、対策がしっかりとなされているお店を選んでください。そして、できるだけ少人数で、長時間にならないようにしてください。

特別定額給付金（1人10万円）の給付実績

☎福祉課緊急経済対策支援担当 ☎755-5216

8月7日で受付を終了しましたので、下記のとおり給付実績をお知らせします。

- 申請期間＝オンライン：5月1日～、郵送：令和2年5月7日～※いずれも8月7日で終了
- 実績＝下表のとおり

対応区分		世帯	人数	給付額
給付	オンライン申請	366世帯	1,129人	1億1,290万円
	郵送申請	19,324世帯	50,429人	50億4,290万円
給付辞退		16世帯	22人	—
給付停止 (申請前に亡くなった単身世帯)		10世帯	10人	—
未申請		4世帯	5人	—
総計		19,720世帯	51,595人	51億5,580万円